

農林水産委員会会議記録（第2号）

令和7年12月22日

福島県議会

1 日時

令和7年12月22日（月曜）

午前 10時58分 開議

午前 11時 3分 閉会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	鈴木 優 樹	副委員長	山 内 長
委員	太 田 光 秋	委員	渡 辺 義 信
委員	三 瓶 正 栄	委員	三 村 博 隆
委員	山 口 洋 太	委員	吉 田 誠
委員	誉 田 憲 孝		

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開議）

鈴木優樹委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開く。

初めに、12月18日の審査における執行部の答弁について、環境保全農業課長より発言を求められているため、これを許す。

環境保全農業課長

12月18日の審査において、誉田憲孝委員から質問のあったイチゴの炭疽病の発生割合について回答する。県の病虫害防除所が実施している巡回調査によると、主要な産地である伊達市やいわき市など7市町村、20か所において10%程度であり、平

年並みとのことである。

この病気は、県内のどの産地でも発生する可能性があるため、感染を防ぐ育苗方式の導入、推進等、引き続き蔓延防止に取り組んでいく。

鈴木優樹委員長

ただいまの件については了承願う。

これより、本委員会に付託された知事提出議案 7 件を一括議題とする。

既に、付託議案に対する質疑を終結しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 6 件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分、同第25号、同第37号、同第45号、同第48号のうち本委員会所管分、同第50号及び同第62号のうち本委員会所管分、以上 7 件は一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認める。

よって、知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 6 件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案 3 件を一括議題とする。

先日の方向づけ等を踏まえ諮る。

初めに、議員提出議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

（起立者なし）

鈴木優樹委員長

起立者なし。

よって、議員提出議案第136号は否決すべきものと決定した。

次に、議員提出継続審査議案第113号及び同第114号、以上 2 件について、先日の

委員会において可決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

継続審査議案第113号及び同第114号、以上2件は一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

鈴木優樹委員長

可否同数。

よって、委員長において本案に対する可否を裁決する。

継続審査議案第113号外1件は、委員長はいずれも継続審査すべきものと決定する。

次に、本委員会に付託された請願1件を議題とする。

請願98号について、先ほど否決すべきものと決定した議員提出議案第136号と関連する請願である。

お諮りする。

請願98号は採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(起立者なし)

鈴木優樹委員長

起立者なし。

よって、請願98号は不採択とすべきものと決定した。

次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

- 農林漁業生産の振興について
- 農山漁村の整備について
- 安全で快適な県土の形成について
- 災害対策について
- 農産物の安全対策について

以上5件については、なお慎重に調査する必要があると認められるため、閉会中もなお継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については、委員長に一任願う。

以上で、全部の議事を終了した。

これをもって、12月定例会における農林水産委員会を閉会する。

(午前 11時 3分 閉会)